

健康保険委員様が担う 事業所の健康づくりについて

保健グループ



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

健康保険委員とは？

健康保険委員とは

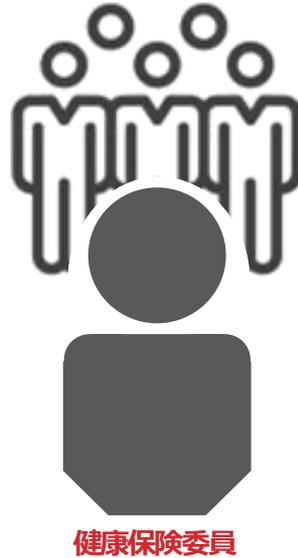
協会けんぽの健康保険事業について、事業主及び加入者の協力による事業の推進を図るため、広報、相談、健康保険事業の推進及びモニター等に協力いただく被保険者を健康保険委員（健康保険サポーター）として、各都道府県支部長が委嘱を行う。

広報

協会けんぽからの健康保険事業に関する各種情報について、事業主や加入者への周知広報の協力

健康保険事業 の推進

事業主や加入者へ健診の受診を勧奨することや、健康づくりや生活習慣病予防に関する啓発等、協会けんぽの各種事業への推進及び協力



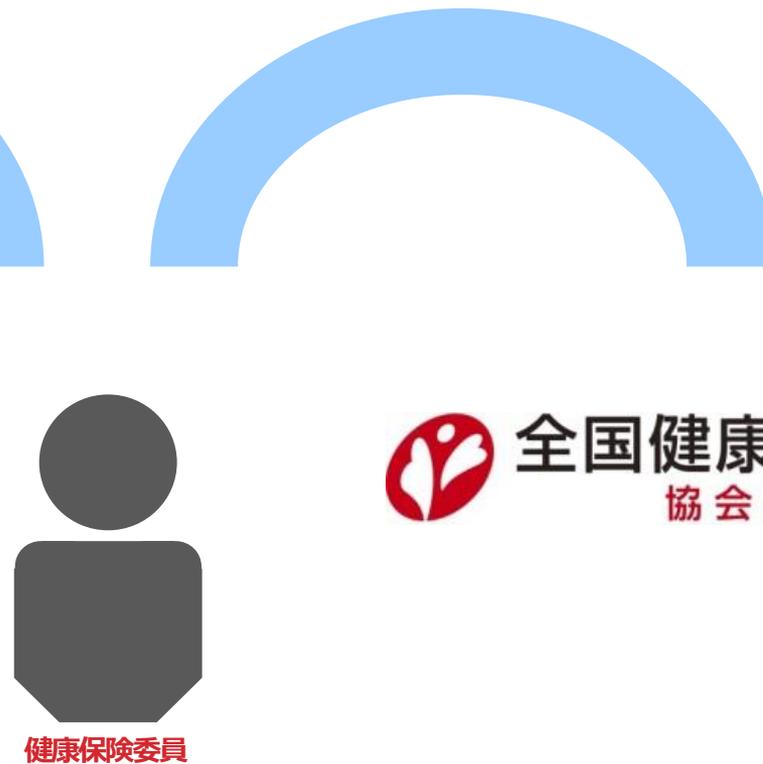
相談

健康保険に関する申請の手続き等について、加入者からの相談への対応

モニター

協会けんぽが実施する健康保険事業の運営やサービス等に関する提言等

健康保険委員とは



橋渡しの役割

協会けんぽの各部門

支部

戦略的な機能

基盤的な機能

企画総務部

業務部



企画総務部門

事業計画の策定をはじめ、保険運営の企画、広報、医療費分析に基づく企画・立案、総務などを担当します。



業務部門

健康保険給付申請の相談や審査支払いなどを担当します。



保健部門

生活習慣病予防健診・保健指導に関する企画調整、相談のほか、健康づくり事業などを担当します。



レセプト部門

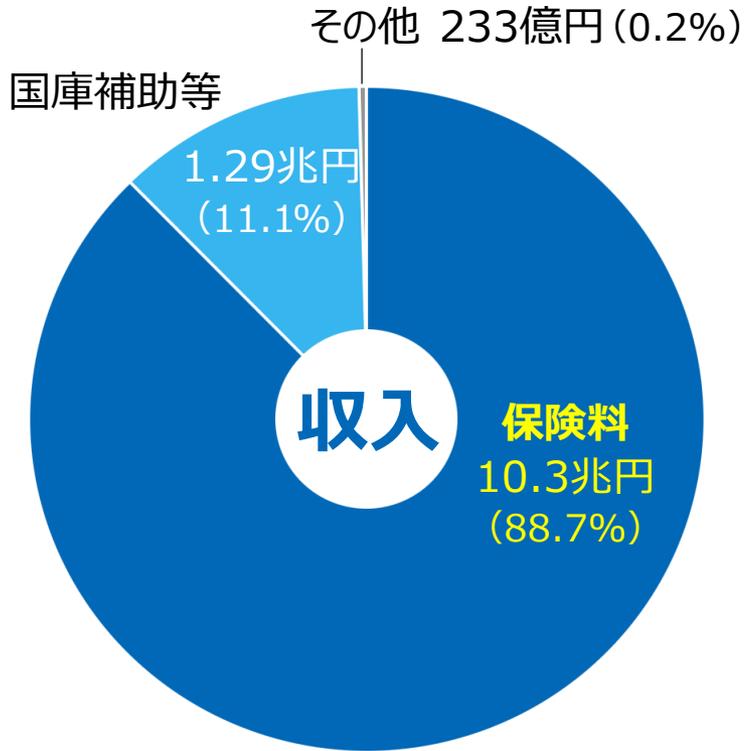
診療報酬明細書(レセプト)の点検、医療費情報のお知らせなどを担当します。

なぜ、健診等を推進するのか？

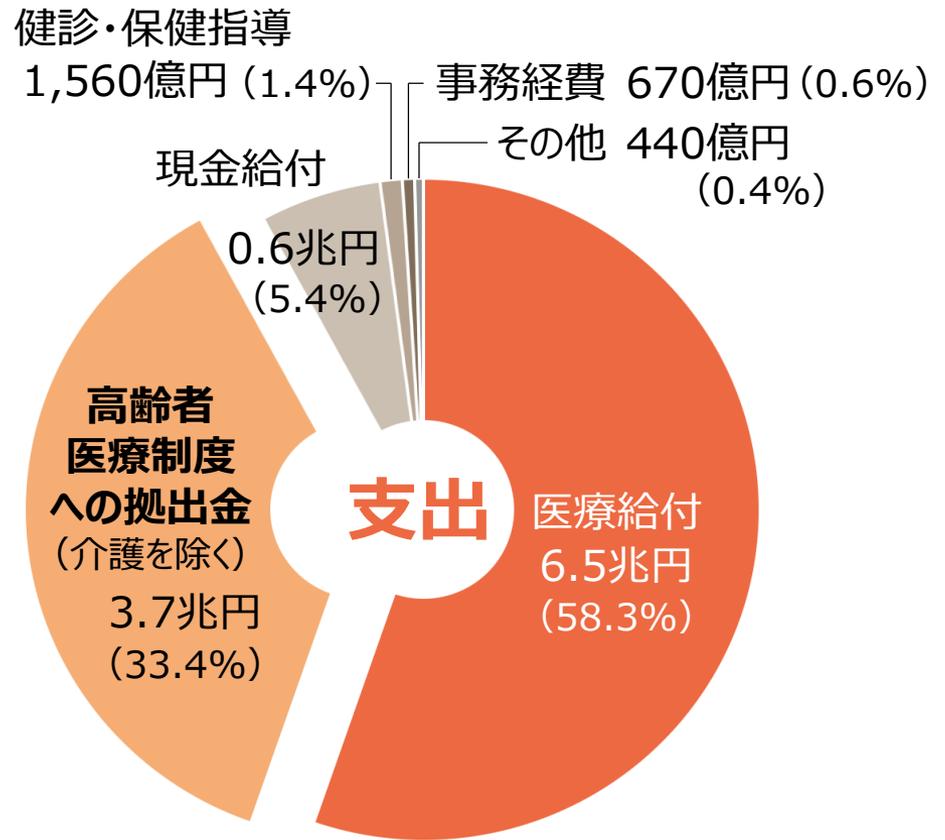
なぜ、健診等を推進するのか？

① 安心して医療享受できる体制づくりのため

財政構造



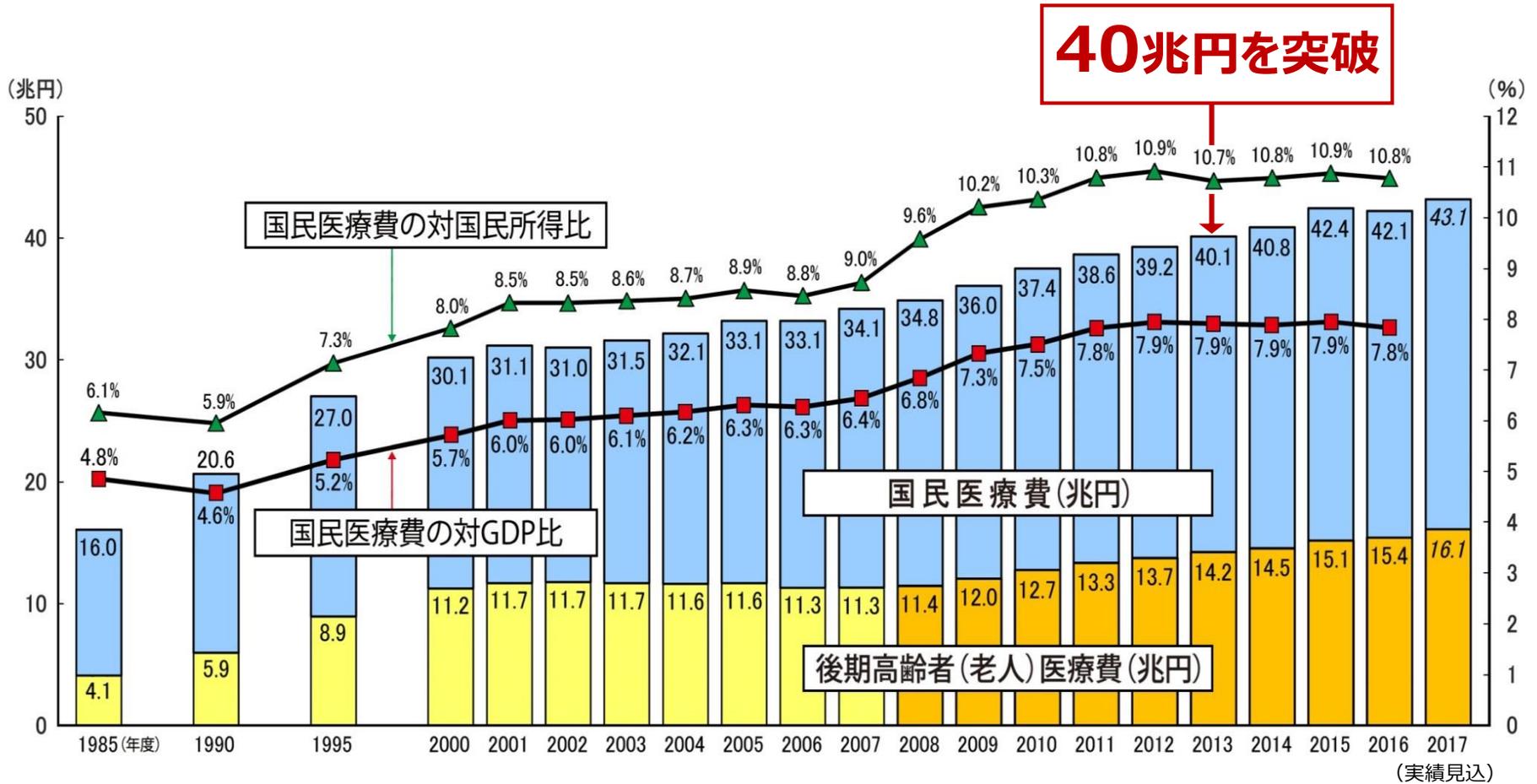
11兆6,104億円



11兆1,442億円

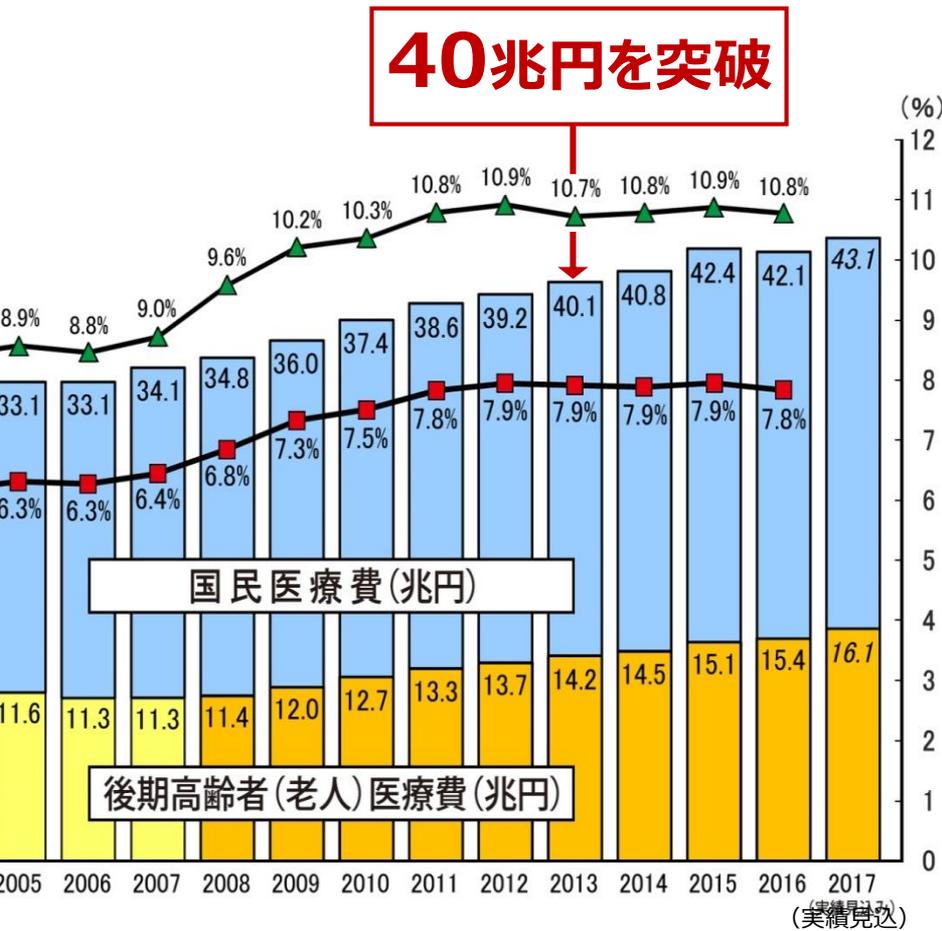
(2023年度決算)

国民医療費の推移



「医療保険に関する基礎資料」厚生労働省保険局調査課 (2018年12月)

国民医療費の推移



国民医療費の
3分の1を
生活習慣病が
占めている

「医療保険に関する基礎資料」厚生労働省保険局調査課 (2018年12月)

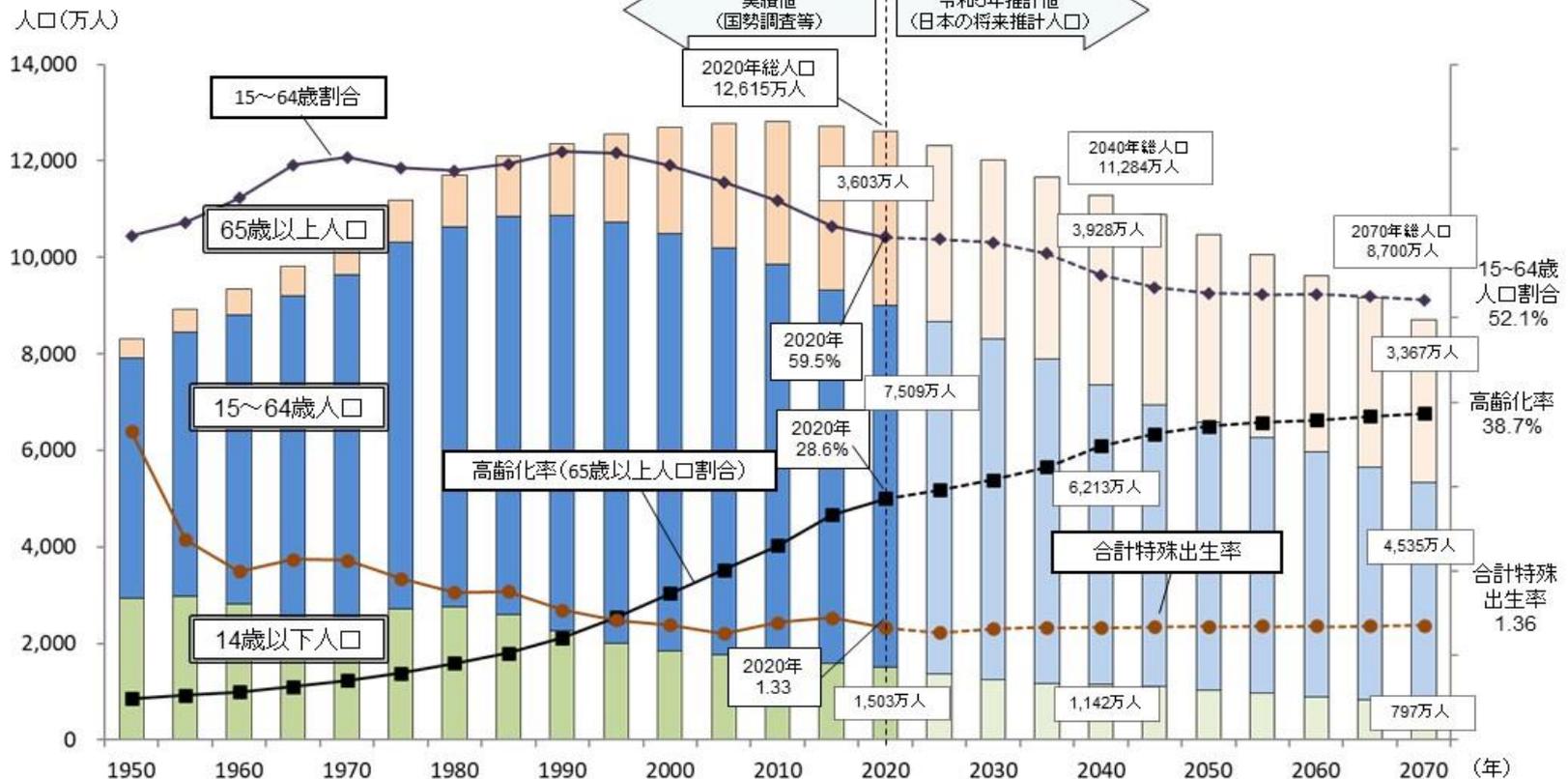
なぜ、健診等を推進するのか？

② 貴重な人材を確保するため

急速に進む少子高齢化（人口構造の変化）

日本の人口の推移

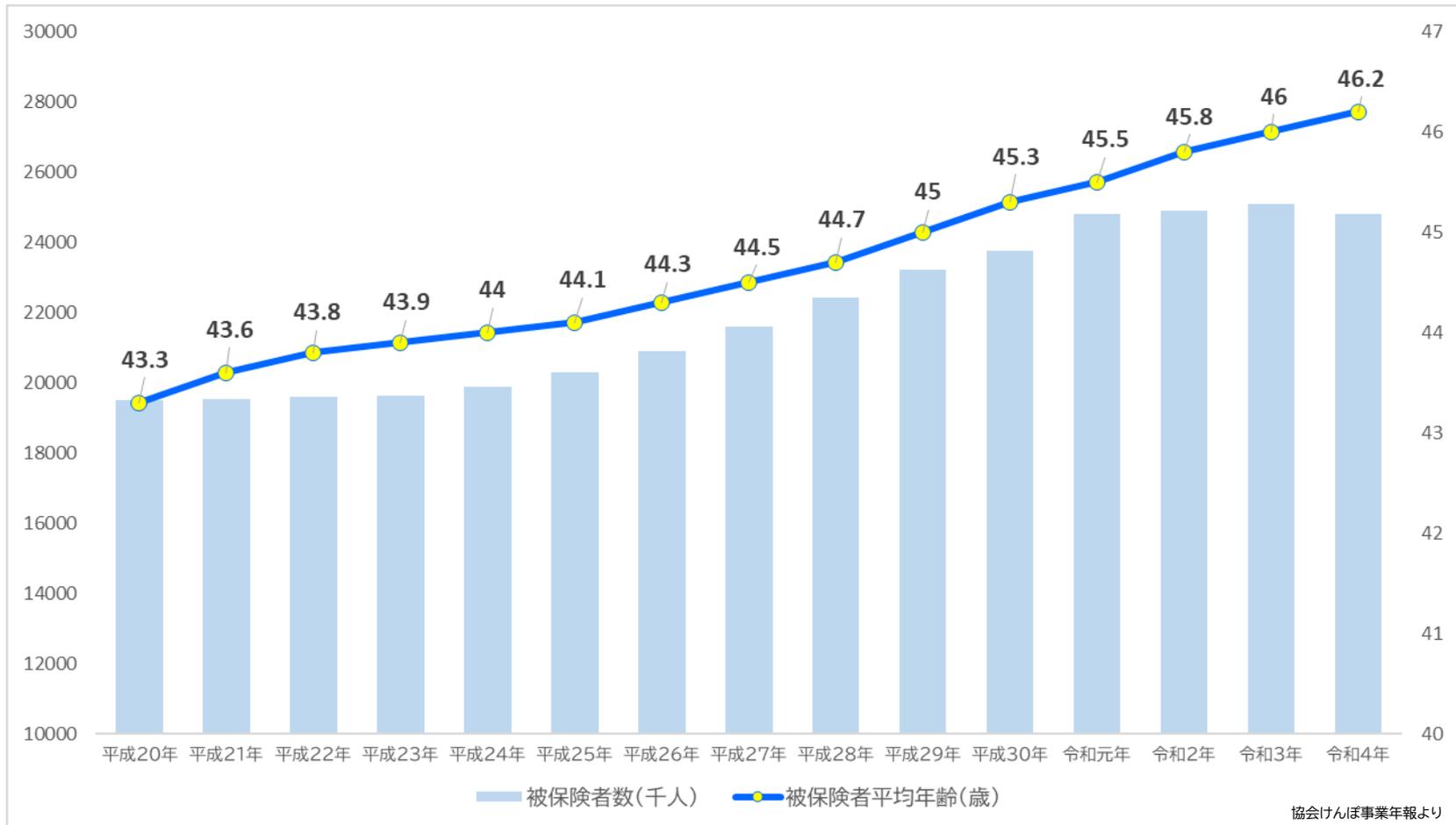
○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



〔出所〕 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

急速に進む少子高齢化（平均年齢の変化）

協会けんぽの被保険者数と平均年齢の推移



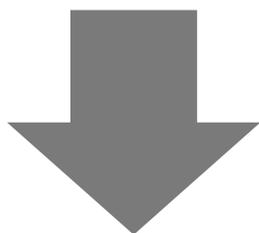
協会けんぽ全体の被保険者数が530万人増加しており、適用拡大や健康保険組合からの移行のほか、高齢者の就業率上昇も要因と考えられます。被保険者の平均年齢は右肩上がりであり、平成20年から**2.9歳**上昇しています。

なぜ、健診等を推進するのか？

③加入者の皆さまの健康増進のため

なぜ、健診等を推進するのか？

③加入者の皆さまの健康増進のため



現状と変化を知ること

なぜ、健診等を推進するのか？

③加入者の皆さまの健康増進のため



毎年「健診」を受けること



そして

生活習慣を見直し「予防・改善」すること



生活習慣病に着目

生活習慣病とは**糖尿病、高血圧、心臓病、脳卒中、がん等**を指します。

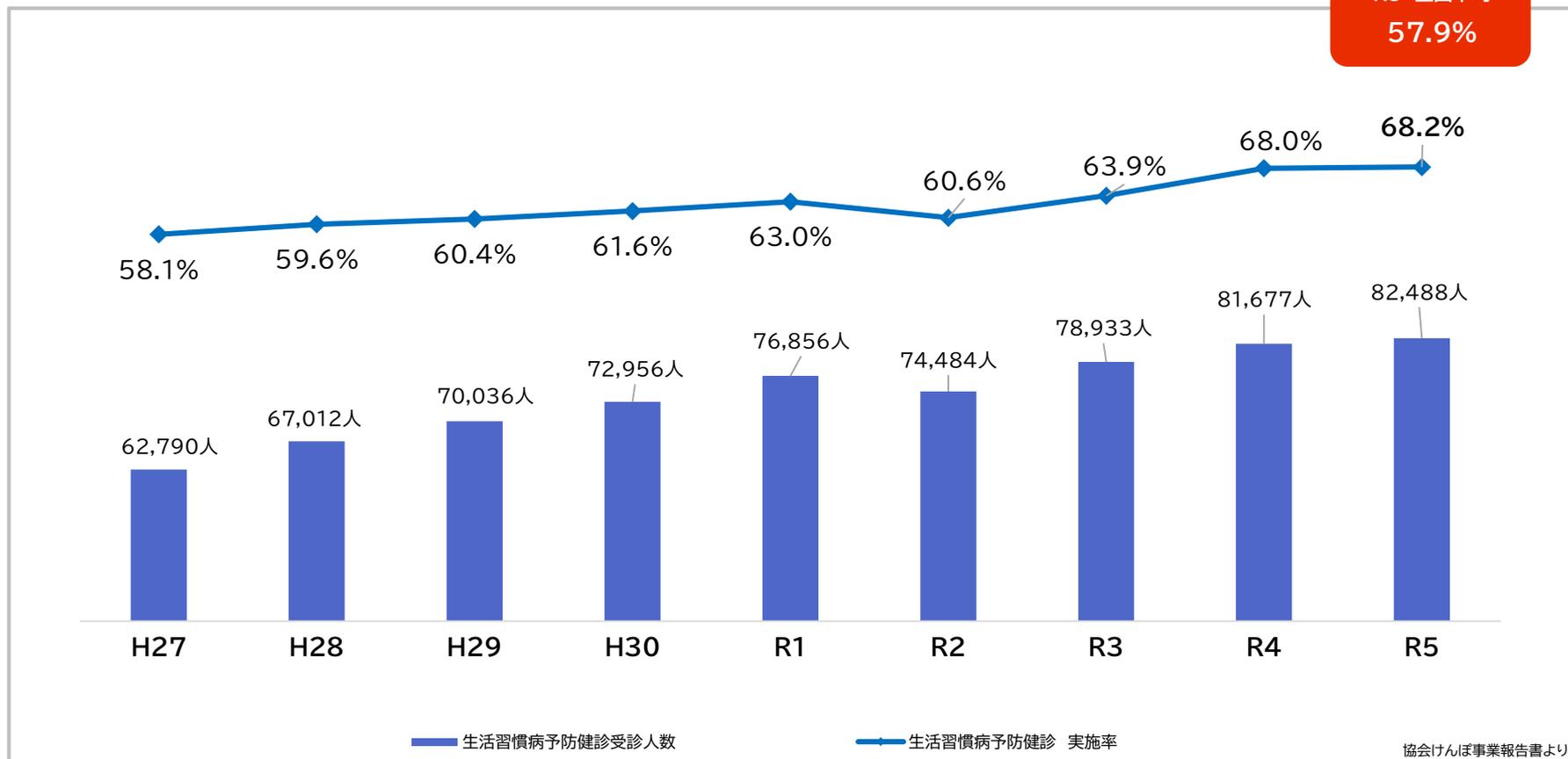
これらの病気は、**食生活・運動・休養・喫煙・飲酒**など、日ごろの**ライフスタイルと密接な関わり**があることから「生活習慣病」と呼ばれています。

国民医療費の約3割、死亡原因の約6割を占めています。

早期に生活習慣を見直すことで、疾病にかかる危険度を少なくすることができます。

福井支部の現状と傾向について

生活習慣病予防健診(40歳以上)受診率推移



令和2年度のコロナ禍による影響を除いては、右肩上がりで受診率は伸びているものの、40歳以上被保険者の生活習慣病予防健診受診率は68.2%に留まっています。

福井支部の現状と傾向について

令和5年度 事業所規模別 受診率(生活習慣病予防健診+事業者健診)

事業所規模別	事業所数	事業所割合	40歳以上 被保険者数	40歳以上 被保険者数割合	40歳以上 受診者数	40歳以上 受診率
1000人～	2	0.01%	2,564	2.2%	2,211	86.2%
500人～	5	0.04%	3,235	2.7%	2,922	90.3%
300人～	7	0.05%	2,383	2.0%	1,942	81.5%
100人～	138	0.99%	21,382	17.9%	17,728	82.9%
50人～	229	1.65%	15,268	12.8%	12,463	81.6%
30～49人	303	2.18%	11,422	9.6%	9,325	81.6%
10～29人	1,813	13.06%	28,987	24.3%	22,204	76.6%
6～9人	1,666	12.00%	12,044	10.1%	8,372	69.5%
1～5人	9,715	70.00%	21,876	18.4%	9,767	44.6%
合計	13,878	100.00%	119,161	100.0%	86,934	73.0%

※40歳以上被保険者0人の2,640事業所除く

福井支部においては被保険者9名以下の事業所が全体の8割強を占める中、
小規模事業所の健診受診率が低い傾向にあります。

福井支部の現状と傾向について

令和5年度 市町別 生活習慣予防健診受診率

地区	健診機関		市町名	事業所所在地ベース						被保険者住所ベース						
	数	受入可能人数		事業所数	事業所数割合	35歳以上健診対象者数 (※カバー率)		被保険者割合	35歳以上生活健診受診者数		受診率	35歳以上健診対象者数 (※カバー率)		35歳以上生活受診者数	受診率	
福井・坂井	19	67,730	福井市	7,233	43.5%	61,053	78,086 (87.0%)	45.1%	40,550	50,813	66.42%	42,994	65,396 (103%)	27,553	41,932	64.09%
			永平寺町	276	1.7%	1,477		1.1%	881		59.65%	3,034		1,980		65.26%
			あわら市	532	3.2%	3,719		2.7%	2,399		64.51%	4,134		2,595		62.77%
			坂井市	1,646	9.9%	11,837		8.8%	6,983		58.99%	15,234		9,804		64.36%
奥越	1	5,300	勝山市	396	2.4%	3,295	7,718 (69.0%)	2.4%	2,331	5,550	70.74%	3,972	9,760 (54.3%)	2,879	7,102	72.48%
			大野市	648	3.9%	4,423		3.3%	3,219		72.78%	5,788		4,223		72.96%
丹南	7	10,125	越前町	315	1.9%	1,814	30,131 (33.6%)	1.3%	1,067	19,010	58.82%	3,576	32,977 (30.7%)	2,280	20,678	63.76%
			鯖江市	1,537	9.2%	12,570		9.3%	8,233		65.50%	13,083		8,475		64.78%
			池田町	56	0.3%	266		0.2%	97		36.47%	447		242		54.14%
			越前市	1,628	9.8%	14,665		10.8%	9,124		62.22%	14,261		8,656		60.70%
			南越前町	132	0.8%	816		0.6%	489		59.93%	1,610		1,025		63.66%
嶺南東部	2	3,050	敦賀市	1,320	7.9%	10,368	12,845 (23.7%)	7.7%	3,448	4,741	33.26%	9,382	12,507 (24.4%)	3,395	5,088	36.19%
			美浜町	164	1.0%	1,137		0.8%	513		45.12%	1,184		558		47.13%
			若狭町	235	1.4%	1,340		1.0%	780		58.21%	1,941		1,135		58.48%
嶺南西部	2	7,536	小浜市	593	3.6%	4,067	6,847 (110%)	3.0%	2,462	3,934	60.54%	4,172	6,283 (119%)	2,401	3,512	57.55%
			おおい町	140	0.8%	1,012		0.7%	437		43.18%	984		521		52.95%
			高浜町	194	1.2%	1,768		1.3%	1,035		58.54%	1,127		590		52.35%
31	93,741		17,045		135,627		84,048	平均	61.96%	126,923		78,312	平均	59.62%		

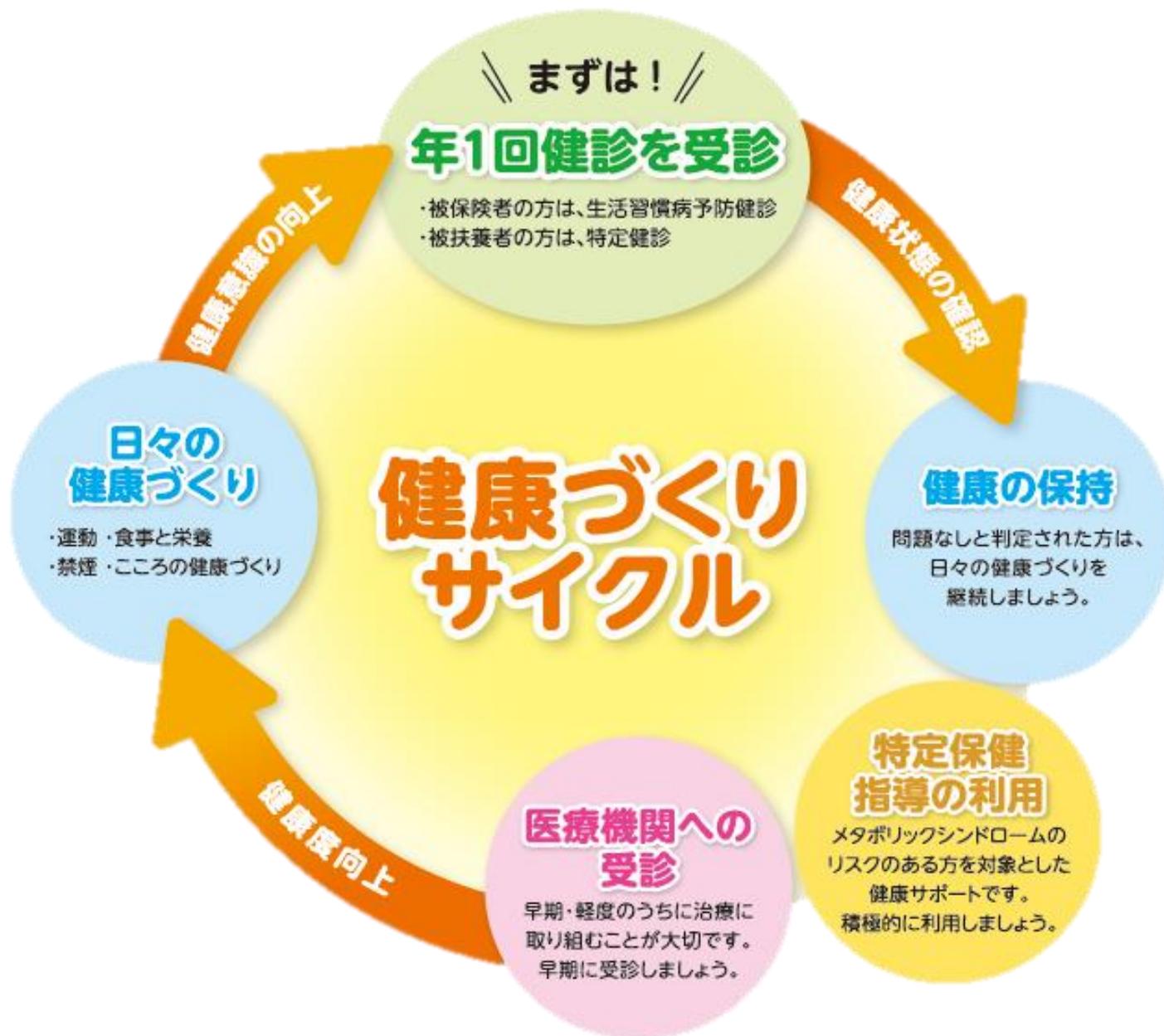
※市町色塗は健診機関所在地 ※R7.5時点 R5年度受診データより

tableau2023事業所検索抽出データより

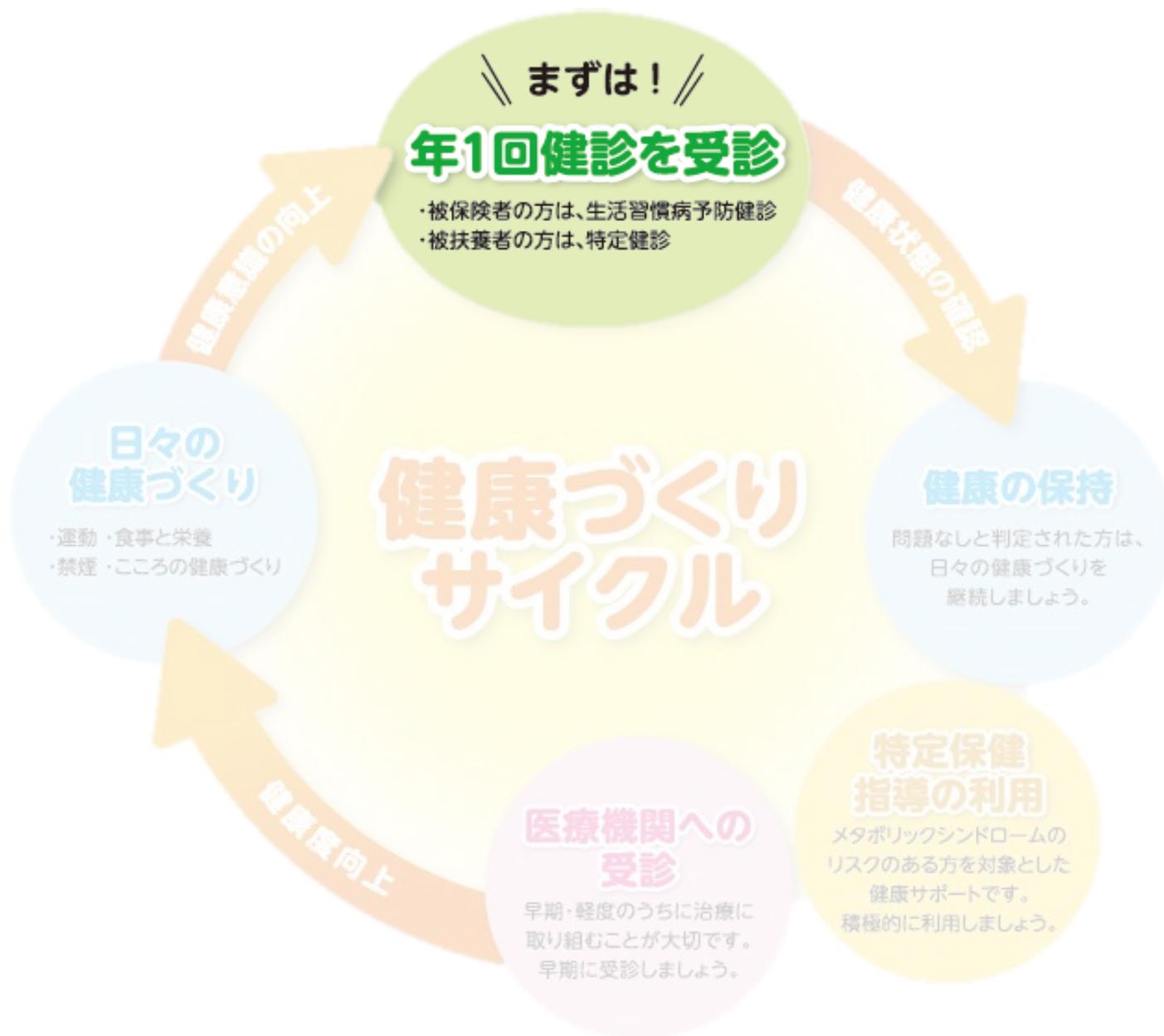
tableau2023加入者基本情報検索より

健診機関の受入可能人数が限られている敦賀市は受診率が低い状況にあります。
対応策として、嶺南東部において検診車による巡回健診を年々拡大して実施中です。

協会けんぽの保健事業



協会けんぽの保健事業



生活習慣病予防健診について

事業主の皆さまへ

令和7年度(2025年4月~2026年3月)

生活習慣病 予防健診のご案内

令和6年度から
付加健診の
対象年齢を
拡大しました!

従業員の健康と事業所の将来を守るために、毎年の健診受診は重要です!

気づかぬうちに...

「生活習慣病」

私たちの健康に大きく関係する生活習慣病。その多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙、過度な飲酒等の不適切な生活の積み重ねによってメタボリックシンドロームとなり、これが原因となって引き起こされます。放置することで症状が悪化し、元の健康な状態に戻ることが困難とされています。



自分の健康レベルの「現在地」を知る、それが健診。

糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、進行しているというケースが少なくありません。健診を受けて、自分自身の健康状態がどのレベルなのかを把握し、生活改善に向けて取り組みましょう!

❗ 事業主の皆さま 従業員の皆さまに、健診受診の積極的なお声かけをお願いします。

○毎年、3月下旬に緑色(下記参照)の大判サイズの封筒で、事業所あてに送付します。

○送付物は、左記リーフレット、健診対象者一覧表、送付書等です。

○1月上旬時点のデータをもとに一覧表を作成しているため、それ以降の資格取得・喪失が反映していません。

○リーフレットは、協会けんぽホームページからダウンロードいただけます。



生活習慣病予防健診について

健診名	生活習慣病予防健診
対象者	被保険者（お勤めされている方）
対象年齢	35歳～74歳
健診費用	自己負担額 最高 5,282円 （一般健診総額 最高18,865円）
受診方法	全国の契約健診実施機関 県内 31 機関（R7年度） ○院内受診 ○検診車受診
受診券の発行	なし
検査内容	●問診 ●診察等 ●身体計測 ●血圧測定（循環器系の状態） ●尿検査（腎臓・尿路の状態） ●心電図検査（心臓に関わる病気） ●血液検査（動脈硬化、肝機能等の状態、糖尿病、痛風） ●便潜血反応検査（大腸がん） ●胃部エックス線検査（胃がん） ●胸部エックス線検査（肺がん）

生活習慣病予防健診について

✓ **POINT**

令和5年度から
自己負担額が
下がりました!

自己負担額
最高**5,282円**

+

協会補助額
最高**13,583円**

||

一般健診
総額最高 **18,865円**

健診内容 ① 年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	・問診・診察等・身体計測・血圧測定 ・尿検査・便潜血反応検査・血液検査 ・心電図検査・胃部エックス線検査 ・胸部エックス線検査	35歳~74歳の方 (75歳の誕生日の前日まで)	最高 5,282円
	・眼底検査※医師が必要と判断した場合のみ		最高 79円
子宮頸がん 検診(単独受診)	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	20歳~38歳の 偶数年齢の女性の方	最高 970円

※一般健診項目は、どの検査項目も生活習慣病の予防に必要であるため、すべて受診していただくようになっています。
体調不良等の理由で受けられない検査がある場合は、健診機関(医師)へご相談ください。

✓ **POINT**

令和6年度から
5歳刻みを対象に!

+ 一般健診 に追加できる健診 ① 単独受診はできません

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
付加健診	・尿沈渣顕微鏡検査・血液学的検査 ・生化学的検査・眼底検査 ・肺機能検査・腹部超音波検査	一般健診を受診する 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、 65歳、70歳の方	最高 2,689円
乳がん検診	・問診・乳房エックス線検査 ・視診・触診 ※視診、触診は医師の判断により実施	一般健診を受診する 40歳~74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高 1,013円 40歳~48歳 最高 1,574円
子宮頸がん 検診	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	一般健診を受診する 36歳~74歳の偶数年齢の女性の方 ※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可	最高 970円
肝炎ウイルス 検査	・HCV抗体検査・HBs抗原検査	一般健診を受診する方のうち、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高 582円

健診受診方法について

● 健康保険委員様へのお願い

① 従業員の皆さまにお知らせする

案内が事業所に届きましたら、同封の健診対象者一覧をもとに、従業員の皆さまに健診の受診について周知をお願いします。



② 健診機関へ予約する

受診を希望する健診機関へ受診者本人または、健康保険委員等事務担当者様が電話にて予約をとってください。協会けんぽへの手続きはありません。



③ 健診を受診する

健診日前までに、健診機関から自宅や会社あてに問診票・検査キットが送られます。注意事項をよく読み、当日マイナ保険証等を忘れずに受診いただくようお願いください。

事務負担の軽減に「情報提供サービス」を

毎年3月1日から
生活習慣病予防健診の予約開始



『情報提供サービス』を利用することで

- ✓ 2月中旬に
- ✓ 対象者のリストが
- ✓ データでダウンロード可能



『情報提供サービス』を利用するには…

事前にネット上で利用申請のうえ、

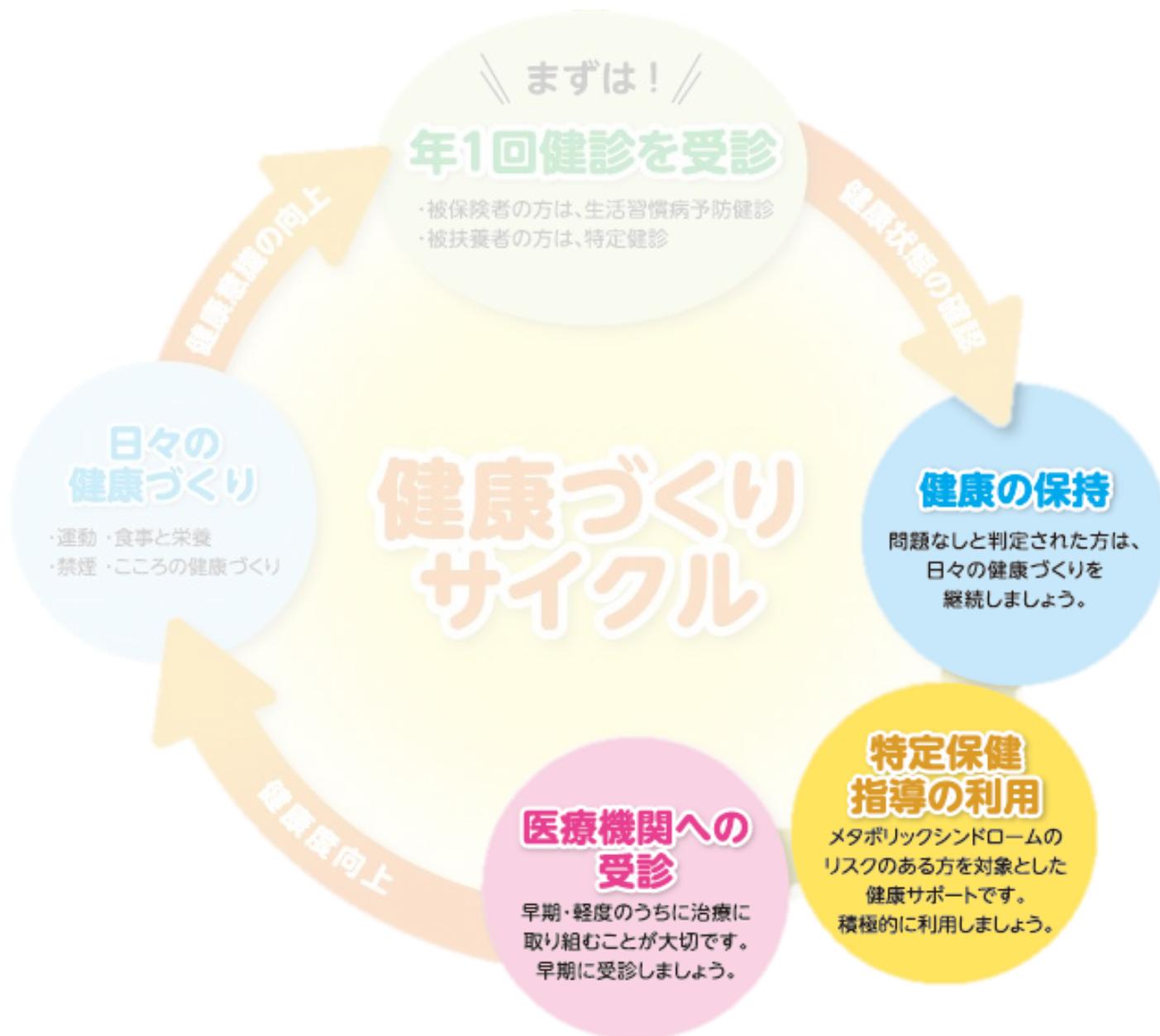
✓ ユーザーID・パスワードを取得

※郵送で1週間程度でお届け

✓ POINT

- ・予約開始直前は込み合いますので、早めの利用申請がおすすめ
- ・以前利用申請した場合でも、2年間使用していない場合は無効に
- ・お客様設定パスワードの有効期限は3か月のためご注意ください

協会けんぽの保健事業



特定保健指導について

特定保健指導とは

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

特定保健指導の対象者 健診を受けた40歳以上の方のうち…

腹囲 男性 85cm以上 | 女性 90cm以上

または BMI 25以上 の方を抽出

さらに以下の追加リスクが1つでもあれば、

特定保健指導対象者に該当

血圧 血糖 脂質 + 喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ追加。

特定保健指導の内容

特定保健指導では対象者の健康に向けた目標と行動計画をサポートします！
特定保健指導をきっかけに健康や生活習慣を見直す機会となっています。

STEP 1

目標と行動計画の設定

● 20～30分の初回面談

- ・ライフスタイルや体の状態に合わせて、運動や食事、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善に向けた取組を個別具体的に提案。
- 健康に向けた目標と行動計画を一人一人に寄り添って考えます。

STEP 2

3～6か月チャレンジ

● 行動計画の実践

- ・STEP1で考えた具体的な行動計画を実践。保健師または管理栄養士等が応援します。



STEP 3

GOAL!

● 目標達成度のチェック

- ・減量等、目標を達成できたかの確認を行うとともに、引き続きの健康づくりについての取組をアドバイスします。

お勤め先へ
訪問します!

お気軽にご相談ください!
(オンライン相談も可)



全国健康保険協会
協会けんぽ

特定保健指導について

健診名	被保険者の方
対象年齢	40歳～74歳
積極的支援	自己負担額 0円 (協会補助 上限31,130円)
動機付け支援	自己負担額 0円 (協会補助 上限13,420円)
特定保健指導実施者	<ul style="list-style-type: none">・協会けんぽの保健師・管理栄養士・健診実施機関の保健師・管理栄養士・外部委託専門機関
支援方法	<ul style="list-style-type: none">・初回は訪問もしくはICT（オンライン）による健康相談・電話による健康相談・手紙による健康相談

保健指導と特定保健指導の違い

	保健指導	特定保健指導
実施主体	事業者	医療保険者 (協会けんぽなど)
根拠法	労働安全衛生法 (第66条の7)	高齢者の医療の確保に関する法律 (高確法)
目的	労働者の就業に支障がでないよう健康を確保	生活習慣病の予防と医療費の適正化
位置づけ	努力義務 (健康管理の一環)	推奨 (予防事業の一環)
対象者	一般健診で異常所見があった労働者で希望された方や医師が必要と判断した方	40～74歳で健診結果から生活習慣病になるリスクが高いと判定された方
実施者	50人以上 : 選任した産業医 50人未満※ : 登録産業医・登録保健師	保健師・管理栄養士
実施回数	50人以上 : 必要に応じて 50人未満※ : 最大2回まで (地産保センター)	3～6か月の期間で複数回

※50人未満の事業所は産業医の選任義務がないため、地域産業保健センターの産業保健サービス（無料）を利用し、保健指導等を実施できます。

特定保健指導について

● 健康保険委員様へのお願い

特定保健指導を受けていただくまでの流れ



次年度の健診で数値が改善しているか確認しましょう!

特定保健指導が終了した後も、引き続き運動やバランスの良い食事、禁煙等の生活習慣の改善に取り組み、自分の健康状態がどのように変化したか確認することが重要です。

特定保健指導を受けて、生活習慣の改善に取り組みましょう。



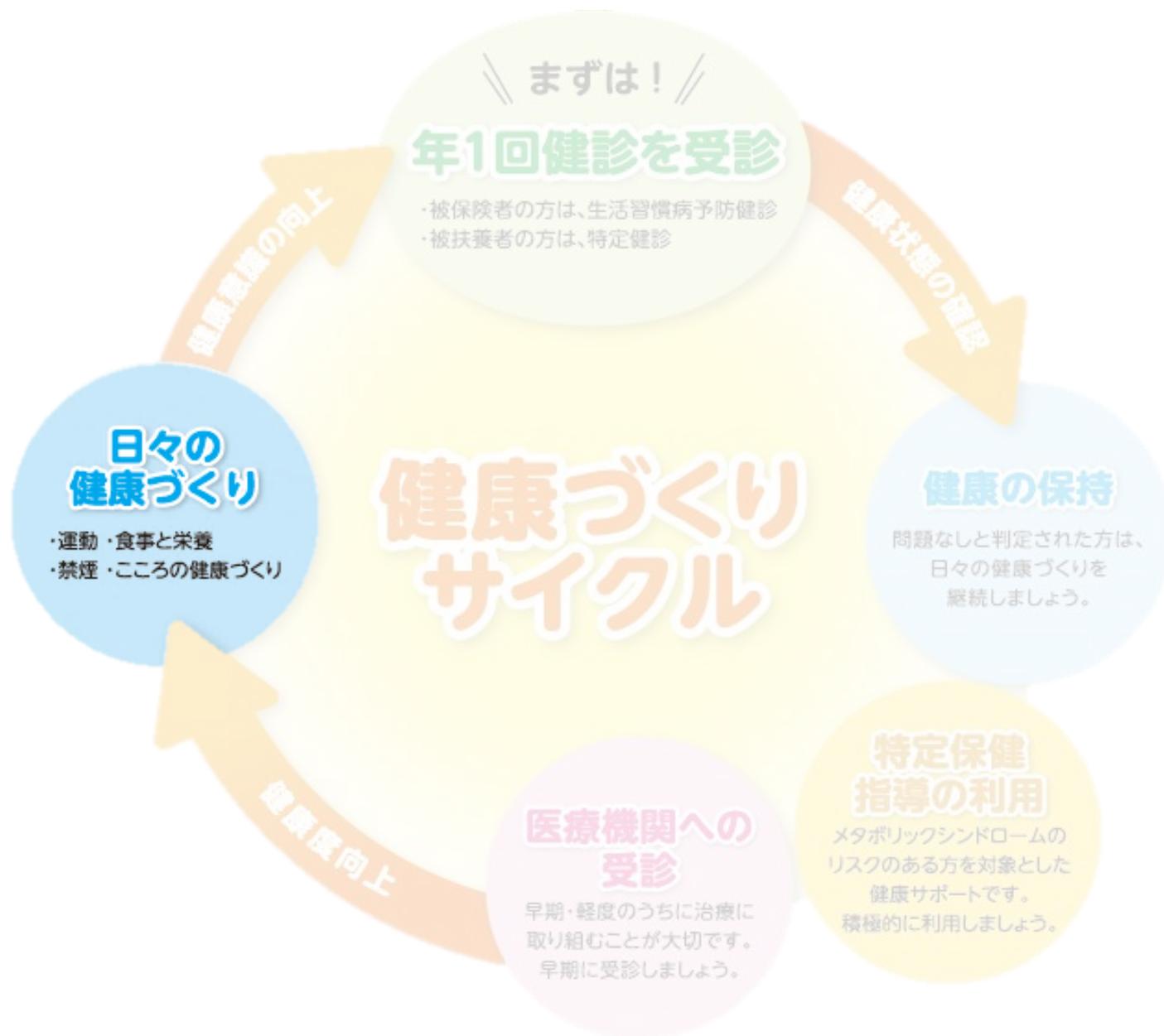
特定保健指導が終了した後も、日々の健康づくりに励みましょう。



次年度の健診で数値が改善されているか確認しましょう。



協会けんぽの保健事業



「健康づくり宣言」から始める事業所の健康づくり

STEP1



健康づくり宣言

協会けんぽ 福井支部

「健康づくり宣言」とは、

事業主が「企業全体で健康づくりに取り組むこと」を宣言し、従業員と一緒に取り組むことで、心身ともに健康な職場を目指す取り組みです。

重要な経営資源ともいえる従業員の健康増進は、働く活力や生産性の向上など組織に活性をもたらし、業績向上や優良企業としてのアピール等も期待できるメリットがあります。

STEP2

ふくい健康づくり実践事業所
認定制度



STEP3

健康経営優良法人
認定制度

大規模法人部門

中小規模法人部門



健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500



健康経営優良法人
Health and productivity



健康経営優良法人
Health and productivity

【健康経営のイメージ図】



健康づくりツールの活用を

健康づくりで困ったら「健康保険委員」をクリック！

協会けんぽ 福井

検索

全国健康保険協会
協会けんぽ

申請書 よくある質問 協会けんぽ

日本語 Select language

加入の方

全国健康保険協会について
こんな時に健保
健診・保健指導
健康サポート
医療費の節約
広報・イベント
PICK UP
お知らせ
都道府県支部

全国健康保険協会ホーム > 都道府県支部 > 福井

講習会

健康ポスター

好事例集

メルマガ

運動動画

福井支部からのお知らせ

所在地・連絡先

評議会

福井支部の健診・保健指導のご案内

健康保険委員

健康づくり

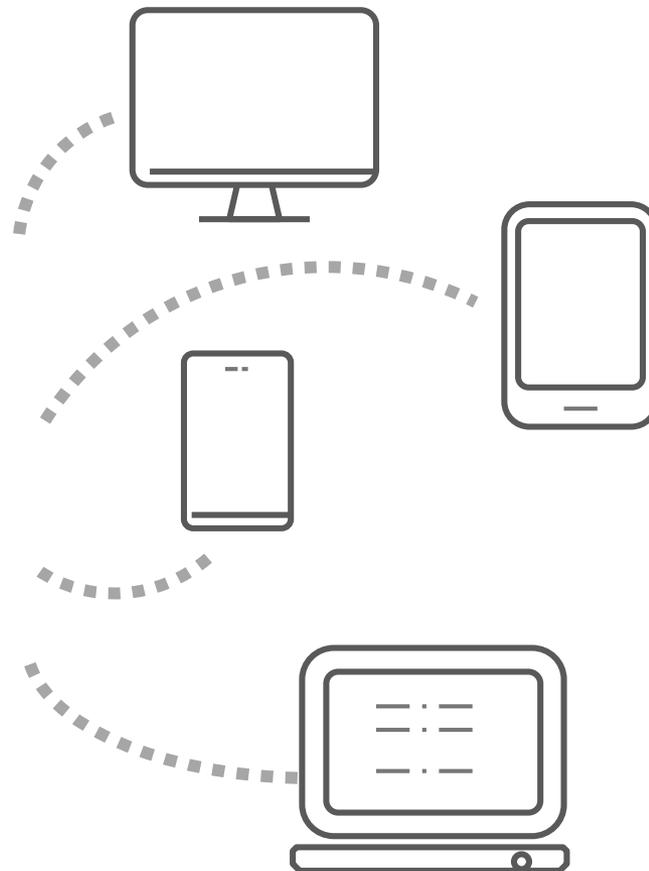
福井支部からのお知らせ



健康保険委員ページリンク

オススの健康づくり「公式LINEアカウント」の登録

月に2回 健康づくりに特化した情報を配信中！



保健事業の更なる推進に向けて

令和7年度

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部エックス線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診がない方に対して受診勧奨を実施。
- 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

令和8年度

人間ドックに対する補助の実施

- 35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施。

若年層を対象とした健診の実施

- 生活習慣病予防健診の対象年齢を20歳・25歳・30歳も追加して拡大実施。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施。（健康日本21を踏まえて）

令和9年度

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する健診等と同等の内容に拡充する。

ご清聴 ありがとうございます

**担当：保健グループ
電話：0776-27-8300
（自動音声②）**